

# 書評 甘肅省文物考古研究所編 『秦漢簡牘論文集』

甘肅人民出版社  
一九八八年二月刊

はじめに

関西大学の東洋史研究室では、教授大庭脩を中心に漢簡の研究會を続けているが、そのメンバーは関大の卒業生、大学院生、学部生のほか、他大学の卒業生、学部生も自由に参加し、週一回の研究會を行なってきた。その研究會で、『秦漢簡牘論文集』を評してみようという議がおこり、各自が各論文を選んで論評を持ち寄った。ただ天水放馬灘の日書は、メンバーの中にこれを評する能力のあるものがなく、かつこの書で始めて紹介される資料でもあるので、特に工藤元男氏に乞うて評をいただいた。また、永田英正氏の論文の翻訳は省略した。

評する論文も、評者の評論も、いずれも出来の善し悪しもあろうが、一つの修作として発表したい。

以下に、書評した各論文を著者・論題・評者の順に掲げる。

(大庭)

甘肅省文物考古研究所編『秦漢簡牘論文集』		
秦簡整理小組「天水放馬灘秦簡甲種△日書▽积文」		
何双全「天水放馬灘秦簡甲種△日書▽考述」	工藤元男	
薛英群「居延漢簡職官考」	大庭脩	
徐棨堯「居延漢簡所見的市」	門田明	
李学勤「銀雀山簡『市法』講疏」	門田明	
謝桂華「漢簡和漢代的取庸代戍制度」	鵜飼昌男	
李均明「漢簡所見の行書」文書述略」	鵜飼昌男	
張俊民「『建武三年候粟君所責寇恩事』冊經濟考略」	吉村昌之	
何双全「漢簡・鄉里志」及其研究」	吉村昌之	
侯灿「勞榦『居延漢簡考釈・簡牘之制』平議」	田中幸一	
薛英群「介評『曬藍本』居延漢簡积文」	田中幸一	
高大倫「釋簡牘文字中的幾種符号」	陳波	

## 評 秦簡整理小組「天水放馬灘秦簡甲種

### 《日書》積文》

### 何双全「天水放馬灘秦簡甲種《日書》

### 考述」

工 藤 元 男

一九八六年四月に甘肅省天水市東南の放馬灘で発見され、同年六月から九月にかけて発掘された一四座の秦漢墓から、紙質の地図・木版の地図・木版の画など、戦国末から前漢初期にかけての貴重な資料が出土して注目されているが、とくにその一号秦墓から占卜書と「墓主記」を含む四六〇枚の竹簡（以下、放簡と略称）が発見されたことは、秦代史研究にまた重要な文字資料を加えることになったものとして重要である。

そして、とくにそれはすでに発見されている後述の雲夢睡虎地秦墓竹簡「日書」（以下、睡簡「日書」と略称）との関連で注目されるものである。標題の二篇は、その占卜書の前半に關する釈文と、それに基づく内容の概括的解説で、要約すると以下の如くである。

放簡は棺内から出土したとき二種類の占卜書と「墓主記」が一束に巻かれていて、真ん中の占卜書は甲種、その外側のものは乙種と名付けられ、「墓主記」は最も外側に巻かれてあった。占卜書の内容は睡簡「日書」の内容とよく似ていたので「日書」と命名された。甲種「日書」は七三枚、簡長二七・五センチ、幅七ミリ、厚さ二ミリ。先に編んでからその後で書かれたものと推定される。甲種の字体は篆書と隸書の間で、乙種は睡簡に似ている。

甲種の内容は、原簡に標題はないが内容的には、「月建」章、「建除」章、「亡者」章、「吉凶」章、「扞行日」、「男女日」、「生子」章、「禁忌」章の八つに区分される。この占卜書の年代については、ほぼ同年代の他省の墓葬と比較すれば、上限は戦国晚期、下限は始皇帝三〇年以前あるいはそれよりやや早い時期のものと考えられる。一方、判出の「墓主記」は、墓主がある人を殺傷して棄市されたが、三年後に復活して、自分の略歴と復活できた原因を、「八年八月己巳」、御史に上書した、というような内容の文書であり、その八年とは始皇帝八年で、またそれは墓主の死後副葬されたものであるから、埋葬年代は八年九月から九年初めにかけてと考えられる。さらにまた、乙種「日書」は墓主が甲種「日書」を書き写したもので、その甲種「日書」は墓主が収集したものかあるいは他人から借用したものと考えられるので、そのもともとの成

書年代はさらに早いとすべきで、これを要するにこの「日書」は戦国秦の民間で流行した一種の卜筮図書とみなされる。

以上のような基礎的検討に基づいて、何氏はさらに睡簡「日書」の内容との比較を試みている。紙幅の都合で、それを逐一紹介することはできないが、例えば建除について採り上げてみると、睡簡「日書」の「秦除」の占文とその異同を比較している。両者は全体的によく似ているが、その中でとくに注目されるのは、睡簡「日書」にはなかった「黔首」が放簡に二度見えることである。すなわち建日の条に「…不可入黔首」<sup>(13)</sup>、平日の条に「可以入黔首」<sup>(16)</sup>と見え、何氏は黔首は奴隸ではなかったにせよ、売買の対象となる以上、両者の地位に大きな区別はなかったものとみなす。これは「人民」という用語が睡簡「日書」で馬牛や畜生と共に売買の対象となっていることと併せて、今後検討すべき重要な問題になると思われる。それらの比較検討から何氏は、放簡は純粋な秦の「日書」、睡簡は純粋な楚の「日書」と論定する。

最後に何氏は放簡を純粋な秦の「日書」と見る立場から、それに依拠して秦代社会の諸相を階級関係や曆法等から考察を加え、前者については秦代社会は高夫や君子等の人々で代表される封建地主官僚階級と、黔首や客民で代表される農民階級や隸妾・奴隸等の「二大基本対抗階級」を構成していたと結論し、秦では奴隸社会から封建社会にかわってからも奴

隸制が比較的発達していたと主張する。また後者については、秦漢時代では曆法家の十二時制と民間の十六時制が行われていたとする故干豪亮氏の説をふまえながら、秦代においてすでにこの両種の記時制が行われていたとする。

さて、以上の所論に明らかなように、何氏は占卜書を単なる「占い」の書とせず、そこから中国古代の社会状況を積極的に読みとろうとするその姿勢は大いに評価されるべきである。しかし反面、今後に残された課題および再検討すべき問題等も少なくないように思われるので、次にそれを検討してみたい。

まず、放簡「日書」の乙種は墓主が甲種を写したものだという指摘には、なかなか興味深いものがある。なぜなら、睡簡「日書」もまた甲乙両種が同時に墓主の棺内から出土したのであるが、なぜ両種あるのか理由が分からなかったからである。今次の放簡「日書」の例は、あるいはそれを解くヒントになるかも知れない。

しかし、放簡を純粋な秦の「日書」、睡簡を純粋な楚の「日書」と区別する点は、賛成できない。睡簡「日書」に関する私の研究によれば、それは楚の占いをベースにししながら、秦による占領地支配が色濃く反映されたものと考えられるのである<sup>(1)</sup>。また、例えば睡簡「日書」に見える「星」と「官」は共に二十八宿占いにおいて参照されるべき占辞で、前者は

角宿から始まり、後者は宮室宿から始まっている。両者は起  
点が異なるだけで内容はほとんど同じである。しかし二十八  
宿占いの占法原理の相違を分析してみると、「星」が楚の、  
「官」が秦の占文であることが分かる。つまりこのことは占  
法の相違を踏まえないで、占辞だけで秦楚の相違を弁別する  
のは危険であることを我々に示している。したがって、放簡  
が秦の固有の地で発見されたことをもって、直ちにそれを秦  
の占辞とみなす何氏の結論は性急すぎるように思われる。  
「星」と「官」の例のように、同様の占辞が全国的に普及し  
ていた可能性は十分に考えられるからである。

また、何氏は「生子」章に現れた「平旦・日出・夙食・莫  
食・日中・日西中・昏・夜暮・夜未中・夜中・夜過中・鷄鳴」  
の時刻名をもつて秦代における十六時制の存在を想定するが、  
そこに見られるのは十二個の時刻名であり、また漢簡に見え  
る時刻名とも共通しているものもあり、必ずしも十六時制の  
存在を証明するとは思われない。しかし、曆法の一環として  
の時制の復元は「日書」研究の基礎をなすものであるから、  
今後重要な研究課題となるはずである。

「日書」は在来文献からだけでは見えてこなかった新たな  
次元の社会史研究を可能にしつつある。それだけに、放簡の  
発掘と整理にあたった何氏にその図版・釈文の完成と刊行を  
何よりも期待するものである。

註

- ① 工藤元男「雲夢睡虎地秦墓竹簡『日書』より見た法と習俗」  
『木簡研究』十号、一九八八年
- ② 工藤元男「雲夢睡虎地秦墓竹簡『日書』より見た秦・楚の二十八  
宿占い―先秦社会における文化の地域性と普遍性をめぐって―」  
『古代』第八八号、一九九〇年

## 評 薛英群「居延漢簡職官考」

大 庭 脩

居延漢簡の中から、三公、九卿、將軍の職官名が見える簡  
二十八簡（丙、一九三〇・三二年出土簡一〇簡、一九七三・七四年  
出土簡一八簡）をあげ、人名、年月等を『漢書』の記載に照ら  
すなどの考証を加えたもので、題名より類推する藤枝晃氏の  
「漢簡職官表」（東方学報京都二五・一九五四年）が、漢簡の職  
官の特色である下級官に重点を置いたのとは全く趣きを異に  
する。二九頁より四八頁にいたる二〇頁の内容の多くは、  
『漢書』百官公卿表を始めとする文献史料の記載から、例え  
ば御史大夫の職掌、例えば九卿、十二卿の名称、それぞれの  
職掌などを一々引用しているので、この書の読者が漢代史研  
究の初心者であるならばともかく、漢簡を研究しようとする

程の者ならば常識の範囲に属する事項であつて冗長と言ふは  
かはない。そして当該の簡の内容にいたつては、「簡冊残缺、  
已無法詳察」というのでは、何を論じようとしているのか執  
筆の意図を疑わざるを得ぬ。

詳細な議論の中には異論のあるものもあるが、基本的に同  
意できないものは少府に関する論である。簡(1) 五三・一 A  
B については、簡文が

八月辛丑大司徒宮下小府安漢公大傅大司馬大師大保車騎  
□□御史□主□中二千石州牧郡太守諸侯相承書從事下當

(A)

置監御史□主□中二千石州牧郡太守諸侯相承書從事下當

(B)

とある A 面のみをあげ、元始元年から三年の間の詔書で大司  
徒宮は馬宮であり、小府は少府であるとする。また簡(6)の E  
P T 五三・六六の簡文に

正月辛丑御史大夫定國行丞相事下小府中二

□□□

承書從事下當用者如詔書、到言 / 屬寶令史元

□□□

とある行丞相事の御史大夫は于定國で、甘露三年正月の簡と  
し、小府についてはふれない。しかし九卿の部分で簡(5)の E  
P T 四八・五六の簡文

五月戊辰丞相光下少府大鴻臚京兆尹定□相承書從事下當用

者京兆尹以□次傳別書相報不報者重追之書到言

を引き、漢簡では少府を小府と書き云々というから、簡(6)の  
小府と考えていることは間違いない。小府を少府とするのは、  
勞榦氏や伍德煦氏など、薛氏のみではないが、一〇・三二の  
三月丙午張掖長史延行大守事肩水倉長湯兼行丞事屬國農部  
都尉小府縣官承書從事  
下當用者如詔書 / 守屬宗助府佐定  
の小府を何と解するのであろうか。

簡(1)で小府が筆頭にあつて安漢公大傅大司馬大師大保車騎  
將軍の王莽よりも前にあり、しかも後の方に少府もその一つ  
である中二千石が見られること、簡(6)でも小府が中二千石の  
前に別に書かれていること、簡(5)には少府と「少」の字で書  
かれていることなどは、小府は少府でない証拠といえよう。  
また、簡(5)の九卿の順が、少府、大鴻臚、京兆尹と並ぶのは  
その位次に従うもので、位次は『漢書』霍光伝中の昌邑王賀  
の廢位を奏する上奏文をはじめ上奏文中に見ることができ、  
『漢書』百官公卿表や『後漢書』百官志の職官の順位は位次  
によるものと考えてよからう。一〇・三二の小府が少府で、  
辺郡の都都尉の下位にあるとは誰も考えるまい。私見では小  
府という表記は、下達官が自己の所管官署にも下す場合に、  
自己の官庁を指す時に使うもので、簡(1)では大司徒府、簡(6)  
では丞相府、一〇・三二では肩水倉を指すと考えている。

次に簡(3)にある將屯裨將軍(一六九・一三)と簡(4)にある將

屯偏將軍張掖大尹(EPF二・六五A)の將屯の語について、<sup>②</sup>については「將屯將軍の副手」と解し、<sup>④</sup>については趙充國伝や一六九・一三簡に簡<sup>③</sup>を加えて、將兵屯守の意味とする。將屯將軍は文帝後七年に屬國悍が、また元光二年六月に大行王恢が任命された雜号將軍で具体的に存し、簡<sup>③</sup>の時期——恐らく王莽時代——には任命された例がない。この將屯は裨將軍にかかるもので、簡<sup>④</sup>と同様何郡かの大守、大尹が裨將軍に任命されていたのであつて、<sup>④</sup>の注解が正しい。

最後に一般的な議論を書いておく。中国の論文で、簡体字を用いて横書することは印刷の都合上止むを得ぬこととするが、簡の行立ては守つて欲しい。本書の中には、簡の改行をそのまま守っている論文と、本論文その他何篇かのように行立てを守らないで追込にする論文があるのは、印刷の都合ではなく、原稿の書き方によるものと思われ、修正が可能である。本書が刊行された時はなお一九七三・七四年出在簡が公表されて居らず、一般の研究者はこういう論文に引用されている簡によってのみ新しい情報を得たのであるから、親しく新簡に接することのできる恵まれた研究者の義務として、正しい情報の提供を心がけて貰いたい。

次に『居延新簡』を手にして符号の原則を見て愕然とすることは、「□」の符号の使用法が、一九三〇・三一年出土簡の原則とは全く違ふことである。『居延新簡』では、□は

「原簡断折之处」としている。三〇・三一年簡の場合は二字以上不明の文字があつた場合に用いている。「缺文不能判別字数者」という。三〇・三一年簡に用いる「□」の符号に当るのは、『居延新簡』では、「……」の符号で、「字迹模糊、字数亦不能確定」としている。

この結果、本稿のように、新旧両簡を使用するような論文の「□」印は、簡ごとに意味する所が違ふと知らねばならぬのである。何故このように混乱がおこるような符号を選んだのであろうか。『居延新簡』の著者は『居延漢簡積文合校』の著者が含まれており、この両書簡で「□」符号の意味が違ふのだから、啞然として言う言葉を知らぬ。失態と言わざるを得まい。本書の読者はこの点に十分注意することを要する。

## 評 徐樂堯「居延漢簡所見の市」

門 田 明

中国古代の市とりわけ漢代の市については、日本においても、その構造や行政機構、また市で營業する商人の身分などをめぐつて、多くの研究が発表されており、明らかになつてきたことも多いが、文献史料に市に関する記載が少なく、不

明な点もまだ残されている。

辺境地帯に置かれた郡や県にも市が設けられたことは、一九三〇・三一年出土居延漢簡で明らかになつていたが、一九七三・七四年出土居延簡が公表されれば、市に関する簡牘史料も増え、辺境地帯という地域的制約はあるにせよ、生の史料によつて、漢代の市に関する研究の進展が期待できる。

こうした中で発表された徐棻堯氏の本論文であるが、氏の論文には事実認識や史料の解釈をはじめ、漢簡の取り扱いにも問題があるように思われる。この点については後で述べるとして、まず氏の主張をみておこう。

氏の論文は、漢簡資料を主としつつ、文献と結合し、漢代居延地方の商業市場に関連する問題を取り上げたものである。氏はまず、漢代の都市には、住宅区である里とは厳格に区別された商業区である市が設けられ、居延地方の居延県、肩水県（ママ、後述）にも官が設けた商業市場があつたとする。そして、その市場管理について取り上げ、市を管轄する官吏、市に行つて売買する場合に必要な符や伝、平価の制、売買契約、貰売（買）の盛行が引き起した問題などを論じる。ついで、市場の様相を反映する問題として、居延市場で取引された物品、京師や内郡と同様居延の官吏が商業を兼営していたこと、居延市場における貨幣の流通情況、尨直の上昇などから見た居延における運輸業の発達、様々な貰貸関

係などを関連する漢簡資料を挙げながら説明する。最後に、以上に述べたことをまとめながら、居延地方が漢代西北防衛の前線基地であつたということが、漢王朝の様々な施策（屯田、代田法）と相俟つて、この地の農業・牧畜業・手工業の発展をもたらしたが、同時に前線基地であるための軍事的影響が、居延市場とその商業の発達に大きな制約となつたとされる。

当然のことだが、新しく出土した居延漢簡によつて、従来より論証の材料が増えることが氏の論文によつてわかり、その点に氏の論文の意義もある。しかし、それだけに氏の漢簡の取り扱い方が気になるのである。現在、簡牘研究は、簡牘の形態、書かれている文字の大小や位置、同筆か異筆かなどを検討し、出土地を考慮して、もとの冊書に復元するか、もしくは冊書に復元できないまでも、どのような種類の簿籍あるいは文書の断片なのかを推定しようとする古文書学的研究の段階にある（永田英正氏『居延漢簡の研究』序章「中国簡牘研究の現状と課題」同朋舎、一九八九年一〇月）。これに対し、本論文の研究方法は、簡牘の記事を重視し、同じ内容の簡を集め、文献史料と結びつけて論証するというもので、基本的には勞幹氏の「漢簡中的河西經濟生活」（一九四四年、『勞幹學術論文集』甲編上冊所収）と同じものである。この研究方法では、引用した簡がもとのような簿籍あるいは文書を構成していた

ものであつたのかを考慮しないため、簡の解釈が、字面に引  
きずられて恣意的なものとなりがちである。氏の論文にも同  
様の欠点が指摘できる。以下二、三の例を挙げて説明しよう。

氏が引用したものに、

(5) 伐胡卒楊熹 責□□布□一領直千八十……已得錢二百少八  
百八十 責廣地次□燧長陶 子賜練襦一領直八百五十今為  
居延市吏 伐胡卒□□責……

E・P・T 59・645

という簡がある。氏はこれを、市を管轄する官吏としては、  
漢簡には「居延市吏」が見えるだけであるが、この簡は、居  
延市吏が燧卒と燧長の間の債務のもめごとを処理したことが  
記されているとし、この例からさらに居延地方における太守  
の下での治民と治兵の職務権限の未分化を主張する。ところ  
が、これと似た様式の簡に

滅虜隊戍卒梁國蒙東陽里公乘左咸年卅六自言責故樂哉隊長張  
中實阜練一匹直千二百今中實為甲渠令史 (三五・六)

というのがあり、この簡は甲渠候官滅虜隊の戍卒で、梁國蒙  
東陽里出身、爵は公乘である左咸、年三十六歳が、もと樂哉  
隊長の張中実に阜練一匹、価格千二百錢のものを貸したこと、  
貸した相手の中実は現在甲渠令史に転任していることを記す  
と従来解釈されている。三・四簡、三・六簡も同様の簡で、  
これにより簡(5)も伐胡卒である楊熹の貸借關係を記したもの

であることがわかる。氏が言うような、居延市吏が債務のも  
めごとを処理したものではなく、まして太守の下での治民と  
治兵の職務権限の未分化を示す史料ではない。

次に、氏は「漢簡所見信符弁析」(『敦煌學輯刊』一九八四年

二期)という別の論文で致は辺塞候官の所属管内で使用する  
もの、伝は経過する所の各郡県で通用するものという説を發  
表した。その説の適否はさておき、本論文では「市場管理を  
強化するために、居延当地の居住者、あるいは辺塞の吏卒が  
市場に行つて貨物を売買する必要があるとき、必ず居延県あ  
るいは軍官系統の候官に対し符伝を申請し、そうして通行す  
ることができた」とし、符や伝、致を市場管理に引き付けて  
解釈している。氏が挙げた簡から代表的な一例を示すと、

⑬ 永始五年閏年己巳朔丙子北鄉啗夫忠敢言之義成里崔自當言

⑭ 為家私市居延謹案自當毋官

獄徵事當得取傳謁移肩水金關居延縣索關敢言之

閏月丙子燧得丞彭移肩水金關居延縣索關書到如律令

⑮ 掾晏令史建

(一五・一九)

という完全なものがある。これは私用旅行者の身分証明と考  
えられている簡で、書かれた内容を見ればわかるように、こ  
の身分証明は、居延の市に行く途中にあつた肩水金閔や居延  
県索關という関所を通過するために必要とされたものである。  
氏の言うように市に行つて売買するために必要であつたなら



ば、文書の移牒先は関所ではなく、居延市のはずであろう。

他に、氏は「官府の公金を利用し、自分で商売を行い、利潤を得た」ことを記す簡として、

⑧ 出錢四千五百八月乙丑給令史張卿為市 (二五八・四)

を挙げているが、永田英正氏の集成にあるように、これは「錢出入簿」の簿録の一部であり、候官が令史張卿に錢を給付し、何か買物をさせたと解釈するのがよい(同氏前掲書、一  
二七、一三三頁、四八四頁)。

右に挙げた例は、いずれも簡牘の様式や内容を充分検討せず、字面だけを追ったための誤りと言えよう。この他、氏の論文で疑問と思われる点をいくつか挙げておこう。

① 論文の始めに「居延県と肩水県」と言っている肩水県についてであるが、『漢書』卷二八下、地理志下、張掖郡の条に属県が十あり、その中に居延県はあるが肩水県はない。居延漢簡によって張掖郡には日勒都尉、居延都尉の他に、肩水都尉が置かれていたことがわかったが、肩水県というのは氏の誤解であろう。

② ⑩ 市亡符及折

(三四九・一六)

という簡を例に挙げ、氏は「市に行つて信符をなくしたことを記しているようであるが、簡文が残欠しており、はっきりした意味はわからない」と言うが、これは大庭脩氏が指摘するように、「市」の字は誤釈で、「而亡符及折」が正しく、文

帝二年の初めて銅虎符・竹使符を与えた時の詔の一部とするのがよいであろう(『秦漢法制史の研究』二七三頁)。

③ 居延漢簡に「以十月平買」(四・一)などあるものや④ 吞遠燧長成則詣官平斗(E・P・T 43:69)を、氏は平準法と解するが、もう少し検討の必要があるのではなからうか。少なくとも⑤ 簡は、候官に出頭して「斗」の検査を受けたものではなからうか。

残念ながら、氏の論文は、発掘によつて研究材料である漢簡の数が増えても、研究方法が以前のままであると、あまり研究成果が期待できないことを示す一例と言えるようである。

## 評 李学勤「銀雀山簡『市法』講疏」

門 田 明

一九七二年四月、山東省博物館と臨沂文物組によつて臨沂県にある銀雀山一号墓が発掘され、副葬品から前一四〇年から前一一八年の間に作られた前漢墓であることがわかった。また、辺箱の北端に副葬されている漆器と陶器の間の隙間から四九四二点の竹簡が出土した。内容は、ほとんどが兵家の書で、伝世本の書では『孫子兵法』及び四篇の佚文、『六韜』

十四組、『尉繚子』五篇、『晏子』十六章があり、佚書では、発表当時、大要話題になった『孫臏兵法』十六篇をはじめ、『守法守令等十三篇』十篇、『論政論兵の類』五十篇、『陰陽時令占候の類』十二篇、『その他の類』十三篇があり、また少なからぬ残簡が分類・整理中である(吳九龍訳『銀雀山漢簡釈文』文物出版社、一九八五年十二月)。

この内『守法守令等十三篇』(以下『十三篇』と略す)は、同時に出土した篇目を記した木牘により、簡の形・字体を根拠に分類・整理が行われたもので、篇目には順に「守法」「要言」「庫法」「王兵」「市法」「守令」「李法」「王法」「委法」「田法」「兵令」「上篇」「下篇」の十三があった。

李学勤氏の本論文は、この『十三篇』の内「市法」篇に関するものである。氏には他に「銀雀山簡『田法』講疏」(『中国文化與中国哲学』所収、深圳大学国学研究所主編、一九八六年、東方出版社、以下①論文と呼ぶ)、「論銀雀山簡『守法』『守令』」(『文物』一九八九年九期、以下②論文と呼ぶ)など、一連の『十三篇』に関する論文があり、当然互いに関連を持つ。そこでこれらの論文も合わせて、李氏の本論文を見ていきたい。

李氏はまず、『十三篇』が、長沙馬王堆帛書の『胎産書』『隸書陰陽五行(仮名)』と同じく、もと帛書に上下二段に分けて書かれていたのではないかと主張する。理由は、十三篇の内、第一、三、五、七、九、十の六篇の篇名の付け方が似

ており、内容が関連している、また「某諸夫」(庫番夫、邑番夫、市番夫など)という共通の特殊な用語が使われている、このうち第十篇を除けば奇数の位置にある等である。もと帛書に書かれていたものが竹簡に抄録される時、上下の順序を誤り、篇題木牘上の順序になったとするのである。氏に従えば、『十三篇』各篇もとの順序は次のようになる(○数字が李氏の順序)。

13	12	10	9	7	5	3	1
下	上	田	委	李	市	庫	守
篇	篇	法	法	法	法	法	法
⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
		11	8	6	4	2	
		兵	王	守	王	要	
		令	法	令	兵	言	
		⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	

これに基づいて、②論文では『銀雀山漢墓竹簡』(『壹』(文物出版社、一九八五年九月)の整理小組が、簡七六七―八二二号の内、字体と内容から見て、七九二号以前と以後とで二つに分けられるが、いずれが「守法」か「守令」かわからないとして、ひとまとめにしていたのを、氏は「守法」と「庫法」は隣り合った相互に深い関連のある簡だとし、「庫法」と整理されている簡と内容的に関連のある七九二号簡以前が

「守法」で、以後が「守令」であろうとする。ただ、この主張が最初になされた①論文や本論文においては、隣り合う①から⑥までの各篇が、どう相互に関連があるのか説明されている訳ではない。また篇名の付け方が同じ「王法」が、なぜ他の六篇から離れて下段に置かれているのかも説明されていない。要するに、もと帛書に書かれていたという氏の主張は、可能性としては否定はできないが、あくまで推測にすぎないものである。

次に氏は、『十三篇』は戦国時代に齊国において作られたものであろうと主張する。前掲の『銀雀山漢墓竹簡』〔壹〕の整理小組による編輯説明では、成書年代を同じく戦国時代、篇によつては戦国時代晩期としているが、どこで作られたかについては、『管子』『尉繚子』『墨子』との関連は言うが、指摘はない。氏は④論文で、「田法」は部分的には『尉繚子』兵談篇や『管子』立政篇に似た所があるが、思想的内容は『管子』乘馬篇と最も近く、全体では『管子』『尉繚子』との関係から、齊国の著作とする説(呉九龍「銀雀山漢簡齊國法律考析」『史學集刊』一九八四年第四期)に賛成する。ついで、②論文では、「守法」の相当部分は、戦国時代に秦で作られたとされる『墨子』備城門篇・号令篇と重なり、また「守法」には、雲夢睡虎地秦簡に見える秦人に特徴的な「伍人」や「去署」という用語が使われていることから、整理小組が、篇が

短く内容も簡略なので、成書年代は『墨子』より早いとしたのと反対に、「守法」は『墨子』備城門篇や号令篇を襲用しているとする。さらに編著者に関して、「尉繚より後の人で、当時齊秦の墨者の兵を論じた著作を学ぶ機会のあつた人で、作った人が齊の人なら、当然管子系の学者の影響もある」と推測する。『十三篇』全体では、『尉繚子』と似ており、兵書であるとする見解が注目される。

さて、本論文は、右の氏の主張の下で「市法」篇に関する内容を検討したものである。整理小組によつて「市法」に分類・整理された竹簡は八七五簡から八九〇簡までであるが、氏は八七五簡から八八八簡までを取り上げて検討する。あとの二簡は「其市者也□□□□(八八九)」「市□□□□(八九〇)」という断簡である。氏は、「市法」には市に関する理論として晩周から漢代にまで至る抑商の考え方が見られるが、実際は、字面は異なるが『管子』乘馬篇の務民事の節と同じく、市の発展を鼓舞するにあるとする。また市吏の役割を強調しており、「大吏」「下吏」「市嗇夫」といった市吏が置かれ、市吏は非合法に商賈の利潤を取つてはならないこと、市における商賈の税を軽くすること、商賈の商取引を妨害してはならないこと、当時商賈は世襲制であり、庶子や孽子には相続を認めないこと、市吏以外の者が市の収益を壟断することを許さず、また必ず邑の官吏が参与し、管理あるいは監察したこ

とが記されているとする。さらに、漢代に似た市の制度があり、「国市」と呼ばれた諸侯の城邑中の市の規模、市中に設けられた肆列の制などが確認できるといふ。全体として「市法」は、戦国時代の経済制度の研究に対し、かなり重要なもので、諸侯国の商業の発展と市の発達程度がうかがえると思われる。

氏の検討によれば、「市法」は、漢代の市の制度や商人の身分の問題についても興味深い史料と言える。ただ、それはこの「市法」からうかがえる市の制度は、一体どの国の制度なのであろうか。『十三篇』が斉で作られたのなら、これは斉の制度なのか、それとも一般論で、当時どの諸侯国にもあてはまるものであったのが、氏の論文ではよくわからず、問題点として残されている。

## 評 謝桂華「漢簡和漢代的取庸代戍制度」

鶴 飼 昌 男

漢簡の研究では実物を写真に撮ったものを参照することが必要である。活字化された釈文のみを頼ってしまったり、一つの釈文を無批判に利用することは厳しく慎まねばならない。本論の著者謝桂華氏は、社会科学学院歴史研究所に所属し、先

には『居延漢簡积文合校』に中心的な役割を果たした漢簡研究者である。本論の出発点は恐らく勞榦氏の釈文や『居延漢簡甲編』、『居延漢簡甲乙編』の釈文の検討を行った『居延漢簡积文合校』の研究過程から生まれたものと思われる。それは、従来の釈文では「属」または不可釈であった部分を「庸」と読むことができてはじめて漢簡にまとまりがつくからである。

本論は、まず本来「庸」と釈読すべき漢簡を新居延漢簡にまで及んで一簡毎に非常に丁寧に指摘解釈している。次いで文献史料に見られる「庸」について、翦伯贊氏の「西漢時期的雇用労働」（北京大学学報一九五九—）を参考にして概観した上で、新たに指摘した漢簡中の「庸」は、社会一般に考えられる雇用労働とは異なり「取庸代戍」に限定された意味を持つものであるとする。そして、改めて本論の中心となる漢簡の分類整理を行いながら派生する問題点（例えば庸賃）に対して若干の検討を加えるという構成をとっている。結論から言えば、著者のいう「取庸代戍」制度とは、漢代に於いて成年男子に課せられた辺境での徭戍に対して、他人を銭で雇い自己の代理戍卒として服役させる制度であるとしている。この制度には漢簡と文献の記載から本籍・年齢・爵位・期限・庸賃などに細かな規定が見出され、「取庸代戍」に関する名籍の作成が候官で為されていることから事務の承認は、内郡の県に当たる候官で行われたとする。更に、居延漢簡の年代

幅から考えて前漢武帝から後漢光武帝の時期では、自ら辺境での徭戍に服する場合の方が「取庸代戍」より一般的であったとする。漢代の兵制に関する研究は漢簡を利用することによって、従来までの少ない文献史料を如何に解釈するかという段階から、制度運用の具体的な様子を窺えるまでになつてきたといえるであろう。本論文の「取庸代戍」制度に関する漢簡集成の成果は、庸賃を出して戍卒をまかなうという現象の拡大を考えるならば、募兵制の進行を後漢に見られるのではないかと著者は指摘する。

論考の概略は以上の如くであるが、以下では漢簡に焦点を絞って卑見を述べてみたい。まず、指摘した四五枚の漢簡に対する整理法についてである。四五枚のうち三五枚が名籍の簿録に属するものであるため、その整理には本来はどのような冊書であつたのかを想定する必要がある。簡の書式及び記載事項はその際の有力な判断材料となるが、出土地の違いや余白まで含めた書式の違いという点も名籍では注意する必要があるのではないだろうか。旧居延漢簡の場合、「取庸代戍」関係の木簡はA 35（肩水都尉府）、A 8（甲渠候官）、A 33（肩水候官）、A 32（肩水金閼）、A 22、A 21、と規模の異なる官署跡から出土している。著者は簡の整理に於いて、書式から大きく三類に分けている。A 35の簡を基準にA 21の一簡を含めて「戍卒欲取庸任作名籍」と仮に表題を付け、他に最も数の多

いグループを「戍卒取庸任作名籍」とやはり仮称をつけて第二類としている。第三類は、新居延漢簡の中に「萬歳部居撰元年九月戍卒受庸錢名籍」という表題簡が存在しているので、「取庸代戍」関係の木簡で庸錢の記録のあるものをまとめており妥当といえよう。問題となる点は第一類のA 35の簡である。A 35の田卒の名籍については既に陳公柔氏・徐萃芳氏「大湾出土的西漢田卒簿籍」(考古一九六三・三)に於いて、田卒の名籍と田卒の衣物支給簿に分類できると指摘されている。第一類の簡を『居延漢簡圖版之部』の写真によつて検討すると、田卒の名籍簡と筆跡・簡質は同じであり、田卒名籍の中に編み込まれても良い簡ではないかと考えるのである。これは大庭脩氏「地湾出土の騎士簡冊―材官攷補正―」(『末永先生米寿記念獻呈論文集』・坤)の中で「騎士名籍の復元によつて既に用いられた考え方である。問題の簡を名籍の中に編み込んだ場合、田卒の中の数人は庸錢を支払つてある人物を代理としたということになり名籍として不都合はない。故に、第一類にあるA 35の簡は田卒名籍の簿録の一部ではないかと考えるのである。戍卒名籍と第二類の簡との関係も全て同様であるとはいえないが可能性はあるかもしれない。何故ならば、第一類、第二類の仮の名称を24・19簡「庸任作者移名任作不欲為庸一編敢言之」から取っているが、この簡の解釈を著者は述べておらず、簡の解釈を不十分にしたままでは

名籍の仮称をつけることには無理があると考えるからである。于豪亮氏「居延漢簡積叢」(文史一七)では、この簡について、「任」は「賃」と読み「庸」と同義語であり、「庸」は作業時間の長期に亘るもの、「賃」は短期のものとして解している。

そして「任作不欲爲庸」とは、短期作業を願ひ長期を望まないと解しており、「庸」を「取庸代戊」とは限定していない。私は、この簡を、備作にあたる人についての名籍を報告するに当たって、何等かの文書を添えた旨を伝える送り状であると考えるので、「取庸代戊」には限定してない于氏の説に従いたい。

次に、根本的な疑問を述べることにする。著者はむすびにおいて、「取庸代戊」の事務手続きを「既に辺境での徭戌にあたる者」と限定した上で、戊卒本人から取庸代戊申請が提出され、所属の候・隧より名簿を候官へ送り、候官の承認を得るものと述べているが、本来「取庸代戊」とは戌徭を嫌うために代理を雇うと考えるべきものである。指摘された名籍簡は雇主・被雇者共に同郷であるので、著者は「既に辺境での徭戌にある者」と限定したのであろうが、それでは雇主・被雇者共に辺境に赴くことになつてしまい、取庸代戊の意味がなくなるのではないだろうか。筆者の如く徭戌を嫌うため代理を雇うことを目的とするならば、「取庸代戊」の名籍は戊卒の本郡で作成されたものが居延へ送られてきたのである

うか。名籍とはこの場合、誰がどの人物の代理であり、現実に服務しているかどうかを確認するための物である。本郡からの名籍だけでは、戊卒の人数さえ合致していれば、本人の確認は不可能とならう。いつたい、著者の指摘した「取庸代戊」の名籍はどこで作成されたものなのであろうか。著者は、雇主は原籍地に居り被雇者は辺郡にあると述べるが、この疑問の答えとはなっていない。

最後に、著者は「取庸代戊」簡の内容から戊卒制度に関する漢書昭帝紀、元鳳四年の条の如淳の注「更有三品、有卒更、有踐更、有過更」の解釈に言及しているが、備錢の支払いによる戊卒の代理制度を表す名籍の記載事項には限りがあり、やはり文献の解釈が未整理のままでは考証に無理があらう。「取庸代戊」簡の内容の中では、むしろ、備錢の支払いによる戊卒の交代には爵位の逆転の例が見られない点に注意する必要があると考える。民爵の具体的な効力を表す一例と受けとめることができるのではないだろうか。

以上、漢簡に絞つた内容での書評であるが、著者の漢簡に対する研究の深さには改めて敬服するものであり、評者浅学のことゆえ著者始め大方の御教示を仰ぐ次第である。

# 評 李均明「漢簡所見『行書』文書述略」

鵜 飼 昌 男

居延漢簡の古文書学的な整理は、漢簡を史料として使用する場合には必須のものである。永田英正氏の「居延漢簡の集成」(『居延漢簡の研究』)にみられる書式を中心に分類する方法の有効性は、漢簡の研究者にとつては今や自明のことと言えよう。本論文の著者李均明氏は古文献研究室に所属し居延漢簡の専門研究者として、やはり書式を中心とした整理分類を踏まえて、その精緻な成果を次々と発表されている。居延漢簡に関する論文には、考察の対象を漢簡のみに絞った、言わば漢簡の基礎的な研究と漢簡の記載事項を文献と照らし合わせた研究との二種類がある。本論文は前者に当たるものである。

表題にある「行書」文書とは、文書の遞伝に関する木簡を総称したものであり、簡の書式と内容から文書発信記録・遞伝記録・受信記録及び封検その他に分類している。各簡の分類と記載事項の解釈は、従来までの解釈とは細かな二、三の点を除けば変化はなく首肯されるものである。その細かな点とは、まず、発信記録の中で三段目に記載されるべき発信日

と担当者欠いた簡が有ることに対して、「文書発信担当者が比較的固定しているため署名が無くとも責任の所在は明確にでき得る」と述べる箇所。断片的な木簡は本来は冊書の形を取るものであるが、発信記録簡についての冊書を想定した場合、卑見では文書発信毎に簡を作成し冊書に編みこんでいったと考えるので、担当者の署名が無いということはやはり単純なミスと考えるべきではないだろうか。

次に、遞伝記録には三段目に一定区間内での文書受取時刻と受渡時刻及び担当者が記載されているが、その区間の里程と所要時間及び規定時間との点検も記されているものがある。この部分に所要時間について「定行」「當行」という語句が使用されており、以前拙稿「居延漢簡にみえる文書の遞伝について」(『史泉』60)において、「定行」を規定時間とし、「當行」を「實行」と釈読し実際の所要時間と理解していた。李氏は「定行」の「定」を漢書や他の木簡を例証に「事後に結果として現われてくること」という意味に解釈し、「定行」とは実際の所要時間を表すとし、規定時間を表す語句を「當行」と釈読している。「當」の字は『居延漢簡函版之部』ではいづれもはつきりとしなが、**「定行」**の解釈は李氏の説を以て拙稿の訂正としたい。

更に、遞伝記録は当時「郵書刺」または「過書刺」と称されていたと述べ、この文書名の根拠となる簡として表題簡を

挙げているが、他の表題簡に「郵書課」と記されたものもあり、「刺」を著者の如く状況を連絡する文書の意味にとることが妥当であるのか、同じ文書についての表題簡が二種類存在する以上は、「刺」と「課」の相違は未だ明確になっていない。また、通伝記録すべてを「刺」と呼ぶには、所要時間点検の記録を有する簡と無い簡があり、通伝記録の作成の意義を考えれば書式上この相違は大きいものと考えられる。

最後に、通伝記録からは甲渠候官内の通伝表を作成でき、大まかな候官内の隙の配置がわかる。著者の表は永田氏の作成したものとはほぼ同じものであり、陳夢家氏の表（『漢簡考述』『漢簡綴述』所収）に対する疑問も永田氏の挙げている点と同じである。しかし、吞遠部から城北部へのルートの可能性を指摘している点、武賢部と臨木部を直接明確に結んでいない点には疑問が残る。甲渠候官内の通伝記録の作成を甲渠候官へ報告するということは、文書通伝の円滑な運営を維持するためにあり、所要時間の点検が最も重要な目的であると考える。ならば、所要時間の点検記録にある「界中」という語句は甲渠候官管轄内を意味し、173・1にある通伝記録によれば城北部から他の候官への繋がりも考えられるのではないだろうか。また、甲渠候官内の北行書と南行書の里程数の違いから、具体的に郵亭間の距離を通伝規定時間を使って割り出しているが、漢簡に記載された一日の時間区分についての著者

自らの考察（漢簡所見一日十八時、一時十分記時制）『文史』22）を経た上での数字であり、居延地域の遺跡地図と対比して参考にすべきものだろう。

以上、同じ行書関係の漢簡を研究した者として拙い書評を述べたが、著者の精緻な研究は漢簡の理解には必読の一編であろう。著者の御教示を仰ぐ次第である。

## 評 張俊民「『建武三年候粟君所責寇

### 恩事』冊經濟考略」について

吉 村 昌 之

本論文は、一九七三・七四年に居延の甲渠候官遺跡で発見された、『建武三年候粟君所責寇恩事』とよばれる三六枚の簡牘からなる、一連の冊書に関する論考である。張氏はこの冊書は三部からなる經濟事件に関する訴訟の爰書とするが、これはE P F 22：36の番号を持つ木牒を除いて五部からなっており、また確かに爰書を含んではいるが、この冊書の主文は居延守丞の勝の報告書と考えるべきである。この冊書については従来から多くの研究がされてきたが、その代表的なものとして次のようなものが挙げられる。



俞偉超「略釋漢代獄辭文例——一份治獄材料初探」『文物』一九七八——

蕭元達『粟君所責寇恩事』簡冊略考』『文物』一九七八——  
徐萃芳「居延考古發掘的新收穫」『文物』一九七八——

裘錫圭「新發現的居延漢簡的幾個問題」『中國史研究』一九七九——  
一九七九——

陳仲安「關於『粟君所責寇恩簡』的一處釋文」『文史』七(一九七九——二)

初仕賓・蕭元達「居延新簡『責寇恩事』的幾個問題」『考古與文物』一九八一——三

大庭脩「補論 居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書——爰書考補——」『秦漢法制史の研究』(一九八二、創文社、第五篇第二章)

楊劍虹「從居延漢簡『建武三年侯粟君所責寇恩事』看東漢的雇傭勞動」『西北史地』一九八六——二

連劭名「西域木簡所見『漢律』中的『證不言請』律」『文物』一九八六——一

何双全「寶融在河西」『西北史地』一九八八——三

この文書が記された建武三年(紀元二七年)當時は社会の大動乱期であったが、河西地区はこの前後ほぼ寶融の統治下にあった。『後漢書・寶融伝』には、「融等遙聞光武即位、而心欲東向、以河西隔遠、未能自通。時隗囂先稱建武年号、融等從受正朔。」とあり、建武五年(紀元三〇年)に、寶融は光武

帝劉秀へ使者を送り、これ以後、名目上は後漢が河西を掌握することになる。しかしこの地区が真に後漢に帰属したのは、天水にあった隗囂政權が崩壊した建武八年(紀元三三年)以後であるとされている。

そこで問題となるのは、後漢の勢力がこの地区に及ぶ前に、本冊のように「建武三年」の紀年がどうして使用されたのかということである。

張氏は、寶融は更始帝の名義により河西に鎮していたので、当然「更始」の年号を用いたが、更始帝劉玄が劉盆子に降つたため、寶融等もこれに随い、改めて劉盆子の「建世」の年号を用いたのであつて、居延新簡にもその例がみられるとす。さらに、建武三年、すなわち建武三年の初めになって、劉盆子が光武帝に降つたため、寶融は天水に割拠していた隗囂を通して後漢の正朔を授奉し、「建武」の年号を使用したものであり、この後、河西地方はまさに「建武」の年号を使用したとする。さらに氏は、建武三年以前の建武の年号はすべて前事を追記したものであると結論している。

これに関しては、居延新簡中に、甲渠鄯候の獲という人物について、「漢元始廿六年(紀元二六年)十一月庚申朔甲戌甲渠鄯候獲〔略〕」(EPF 22: 60)と「建武三年(紀元二七年)十二月癸丑朔丁巳甲渠鄯候獲〔略〕」(EPF 22: 117)の二簡がみられ、建武三年になってはじめて「建武」の年号が使用されて

いることが例証される。本来存在しない、元始の年号が二六  
年まで使われていることからみると、この辺境の混乱が伝わ  
ってくる。さらに隗囂の年号である「復漢元年（紀元二三年）」  
(EPF 22: 133) の記述もあつて興味深い。

ついで前漢末年の雇用労働問題や、河西の社会経済の状況  
を簡単に述べ、続いて、穀物・牛・魚・肉・車の価格につい  
て詳述する。史籍や旧居延漢簡中にみられる前漢の平常時の  
物価とこの冊書にみえる建武年間の物価とを比較すると、穀  
物は平常時は一石あたり一五銭から一一〇銭であつたが、建  
武期は三〇〇銭（甲渠）から四〇〇銭（燧得）であつた。  
牛価も平常時は一頭数千銭だが、建武期は一八万銭である。  
肉も平常時は一斤の肉は五銭だが、建武期は三〇〇銭であり、  
これらの差はおよそ十倍である。また車価については明確な  
価格は不明としながらも非常に高価なものとす。しかし魚  
価は少し異なつており、平常時は一〇銭から四〇銭（燧得）か  
ら八〇銭（甲渠）であつてそれ程差がない。しかも糧価などが  
らみると、燧得地区の魚価は甲渠地区より高くなるべきだが、  
実際はその逆となつている。その理由としては、地区や時間  
の違い、魚の大小や種類の違いなどがあるとしている。張氏  
も述べているように、両地の魚価の違いが非常に大きいのに、  
何故にはるばる遠くまで運送してまで低価で売らなければな  
らなかつたのであろうかといった問題は、今後の研究課題で

あろう。

本冊書全体にみられる物価問題は、居延という地域的な問  
題であつたのか、それとも建武三年期という時代的な問題で  
あつたのか。張氏は中国の中央政府と西域・北方の少数民族  
との係争の地であつた河西地区において、少数民族を蔑視す  
るような王莽の失政の結果、混乱がおき、経済発展に非常に  
大きな障害となつたとする。それと同時に、社会経済のバロ  
メーターとしての物価が暴騰したが、前漢末から王莽期に至  
るこの時期は経済の衰退期でもあり、本冊書に表された物価  
というのも、丁度この時期の経済状況を反映させたものでは  
るとする。

その一方で『寶融伝』に「融等政亦寛和、上下相親、晏然  
富殖」とあるのは、寶融自身は統治地域の政局安定に努めて  
いたが、居延漢簡が描きだす河西の社会状況の現実には、地方  
の小勢力の努力を無視するかのようであつたとする。

張氏の言うように、前漢末から後漢初にかけての社会経済  
の混乱は、全中国的規模で広がつていたのであり、『漢書食  
貨志』にはこの時期のこととして、「民愈貧困、常苦枯旱、  
亡有平歲、穀賈翔貴、……北辺及青徐地人相食、洛陽以東米  
石二千」とあるように、本冊書の記述と史書の記載とは大体  
一致するのである。

この『建武三年候粟君所責寇恩事』冊の発見されたF 22号

の部屋は、後漢初の文書庫であり、以上の問題を解く手掛りが残されているかもしれないし、新居延漢簡中には、このようなまとまった冊書が数多く存するようであり、これらを研究することによりより、一層研究が進められるであろう。その上でも、全簡の簡影と釈文が早期に発表されることを強く願うものである。

## 評 何双全「『漢簡・鄉里志』及其研究」について

吉 村 昌 之

本論文は、大きく四つの部分からなり、その中でも中心をなすものは「二 漢簡郷里志」である。そこでは新旧居延漢簡・敦煌漢簡などを用い、漢簡に記載された両漢期の郡四八、県一八一、郷一五、里六八六の例を挙げて一覽としている。この成果は漢簡を研究するものにとってばかりでなく、漢代史を研究するものにとって非常に有益なものといえよう。ここでは主に居延漢簡が用いられているのだが、周知のように木簡は釈読自体に非常な労力を要するものである。旧居延漢簡に関して、一般に釈文として参照できるものは、中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』上下二冊（中華書局、

一九八〇）（以下『甲乙編』と略称）、『居延漢簡新編（上）』〔簡牘學報〕九、簡牘學會、一九八一）（以下『新編』と略称）、謝桂華・李均明・朱國炤編『居延漢簡釋文合校』上下二冊（秦漢魏晉出土文獻、文物出版社、一九八七）（以下『合校』と略称）があるが、各本により釈読にかなりの異同がある。特に里名のような固有名詞は釈読が難しく、その意味でもこの成果は意義深いものといえる。ただその中にも若干の問題点が残るが、以下、これを列挙してみることにする。ただ釈読のみが違ふものについてはあげない。

(1) 京兆尹長安県に「雲陽里」があるとし、その例に五・一〇（図二）をあげている。しかし、この簡はいわゆる「元康五年詔書冊」の一簡であり、通常は「中二千石、二千石の官で長安、雲陽に在るもの」というように解している。つまりこの「雲陽」とは、『漢書・地理志』にもみられる、左馮翊雲陽県のことであつて、里名ではない。

(2) 河東郡皮氏県に「成下里」があるとし、その例に五五〇・一A（図二八）をあげている。この簡は諸本では「成下里、公乘」と釈され、おそらく氏もそのように釈されたと思われる。しかし、注釈⑭には「成都里、公乘」とあり、成都里については、五三三・二（図二一八）に「河東皮氏成都里」とあることから河東郡皮氏県に属することは証明できるが、「成下里」は何処に属するものか決することができな

い。何氏は一般に郡県名の書かれていない里については、張掖郡居延県に属するものとしており、この原則に従うならば、「成下里」は張掖郡居延県成下里とすべきである。

(3) 南陽郡武当県に「安陽里」があるとし、その例に三七・七(図一二二)を「陽武當安陽里」としてあげている。この簡を『新編』は「陽昌安陽里」と、『甲乙編』・『合校』は「陽昌安陽里」と釈す。簡影をみても、「安陽里」は明らかに読めるが、「武当」と釈すか「昌」と釈すか判断できない。『漢書・地理志』中には「昌」県となる可能性のあるものは十六例あげられるが、いずれも「陽」郡には決め手がない。隸書体では確かに「當」と「昌」の下半部は類似しているが、南陽郡武当県であるとは断定できない。

(4) 沛郡高県に「居里」があるとし、その例に九〇・四九〇・八九〇・六八(図四四)「右校佐、卒史、候史」□□高居里趙□□(甲乙編)は同釈)をあげている。これについては『新編』は「右校候卒史漢中□□高居里趙□□」と、『合校』は「右校候卒史漢中□□高居里趙□□」と釈す。一字の里名の存することについて、例を挙げることはできるが、ここではなぜ「居里」であるのか釈然としない。敢えて言うならば、「高居里」であつてもよいと思われる。ただそれがどこに存するののかについては不明である。『合校』に従い、漢中郡に属するものとしてもよからう。県名は不明である。

(5) 北海郡平城県に「北昌里」があるとし、その例に二五・一(図四一五)をあげる。これについても諸本異なつた釈があるが、もし何氏が釈すように「城北昌里」であつたとしても、その「城」が必ずしも「平城」でなければならぬわけなく、当然、北海郡である必然性もない。たとえば潁川郡襄城県や汝南郡陽城県であつても良いことになる。「北海郡平城県」の「北樵里」についても同様のことがいえる。

(6) 先述したように、何氏は一般に郡県名の書かれていない里については、張掖郡居延県に属するものとするようである。しかし、張掖郡日勒県下の「益利里」・「寿光里」・「長寿里」については、その根拠となつた二一八・四(図一四五)、一五・四(図一〇〇)、四一・一六(図二六)を見るかぎり、何故これらの里のみが「日勒県」の所屬と考えられたか明らかではない。ちなみに前の二簡は金闕出土のもので、後の簡は地湾出土のものである。

(7) 大河郡新桃県に「武須里」があるとし、その例に五一・四・二八(図六六)「大河郡新桃武須里朱亥、三百」をあげる。しかし、簡影をみても「武須里」の上は切断しており、どのようにして「大河郡新桃」を釈読しえたか理解に苦しむ。『新編』は「調里辛亥 □□□□□」と、『甲乙編』・『合校』は「須里朱亥 三百」と釈している。

以上、七点にわたり具体的に問題点をあげたが、総じて言

うと、漢簡に見られる里を、どこかの郡県に所属させようとするあまり、やや無理な釈読を行なっているようである。釈読できないものや、所属不明のものはそのままにしておいてもよかつたのではないか。問題点はそのまま残しておくのも現状としては仕方ないことと思われる。氏は「三、幾つかの問題の研究」の「(三)郡県郷里と戸口及び土地数量の分析」において、居延漢簡を根拠として「張掖郡居延県には八〇の里があり、それを四つの郷が管轄している。つまり一郷あたり二〇の里があることになる。一方張掖郡には一〇の県があり、総戸数は二四三五二戸であつて、一県平均は二四三五・二戸、一郷には六〇八・八戸、一里では三〇数戸ということになる」とする。しかし、前提となる居延県の里のうち、当然のことながら居延県の里名が漢簡にすべて残存している訳ではないし、氏の挙げた半数近くの四四の里の例は居延県と明記していないので、あるいは居延県の里名ではないものかも知れない。それゆえに何氏が全国の郡県里と比較するのは疑義が残る。これは「漢簡・郷里志」を使用する際の基本的な留意点であろう。

漢代の郷里制度については、日本に於いても、多くの研究がなされ成果を挙げてきた。今ここで詳細な研究史をあげる紙数はないが、近年の力作として、佐竹靖彦「縣郷亭里制度考證」(『人文學報』一九九八東京都立大学人文学部)、一九八八

三)を挙げるに止める。ただ、この佐竹論文と本論文とから受ける印象の違いこそが、日本と中国の研究方向の相違と言えなくもない。端的に言つてしまふと、日本の研究はより理論的であり、中国のそれは具体的である。佐竹氏は主として「郷亭里の十進法的編成」がどのように成立していったかということを理論的に説明しようとする、これに対し、何氏は甘肅省敦煌市・武威市・景泰県地区の農村などを具体的にみた上で、その形態が漢代から現在まで引き続いたものかどうかとし、さらに考古学の成果をも踏まえて「里」の概念図を描きだしている。その意味では極めて地元に着した郷土史ともいふべき性格を備えているのである。

最後に、氏が「三 幾つかの問題の研究」の「(一) 貝丘・厝・軹県の区画と昌邑国の建置」で論証するように、『漢書・地理志』にみられる、清河郡の貝丘県や厝県、河内郡の軹県は、漢簡によるとかつて魏郡の管轄下にあつたことや、昌邑国の建置の問題については、かつて日比野丈夫氏が「漢簡所見地名考」(『東洋史研究』一一―三)で展開された論の延長にあるものである。このような研究が進む事は、『漢書』などの文献資料の不足を補うことにもなり、今後の漢代史研究にとつても大きな資となるであろう。

評 侯灿「勞榦『居延漢簡考釈・簡牘

之制』平議」

薛英群「介評『曬藍本』居延漢簡積文」

田 中 幸 一

居延漢簡には、旧簡（一九三〇・三一年出土簡）と新簡（一九七三・七四年出土簡）の二種類がある。大庭脩教授は、『居延漢簡甲乙編』の出版と居延漢簡研究」（関西大学文学論集三二―）のなかで、居延漢簡の研究史には明確な区切りが存在すると指摘された。その第一の区切りは、一九五七年の勞榦氏「居延漢簡・凶版之部」の出版である。それ以前の研究は釈文のみにたよるほかなかったが、これ以降写真を参照できるようになり、釈読の誤りを訂正できたばかりでなく、簡の形状なども明らかになった。第二の区切りは、『文物』一九七八年第一期誌上の「居延新簡」の公表であり、旧簡に加えて新簡の一部を利用できるようになった。第三の区切りは、一九八一年の中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』

（以下『甲乙編』と略称）の出版である。この書は「居延旧簡」の正式報告書であり、その最大の意義は、出土地がすべて明らかになったことである。これは、冊書の復原などに大いに寄与するものである。

このように居延漢簡の研究は段階的に行われてきたが、今また新しい段階を迎えようとしている。つまり、現在は、「居延新簡」の全積文及び写真の公表を待つ時期である。このような時期に、新段階を迎える準備として何をすべきであろうか。その一つとして、従来の研究の整理が考えられる。具体的には、論文の収集、その索引の作成、さらに現在のよいうに条件・材料が十分でなかった初期の研究の再検討などが重要である。さて、本書にも侯灿氏の「勞榦『居延漢簡考釈・簡牘之制』平議」という、一九六〇年に出版された勞榦氏『居延漢簡・考釈之部』の「簡牘之制」を再検討したものである。以下、この論考を紹介したい。

侯氏は、勞氏の設定した七項目を、その順序にしたがって、一項目ずつ『甲乙編』と対比しながら検討する。その七項目とは、

- (一) 封検形式
- (二) 検署與露布
- (三) 露布
- (四) 版書

(四) 符券

(六) 契據

(七) 編簡之制

であるが、ここで全項目を紹介するのは不可能なので、(二) 檢署與露布・(四) 符券の二項目をとり上げたい。

「檢署與露布」のなかで、勞氏は檢署に屬する簡をその型より二種類に分類した。すなわち、常簡と幅が広く長さの短いものとに分け、前者を封函の檢署、後者を書囊の檢署とした。この形状による分類に疑問をいだいた侯氏は、勞氏の挙げた五十二例の簡を再検討した結果、新たに書式による分類を試みている。その第一類は、簡の上部真中に、比較的大きい字で宛名を書き、その下に一行或いは二行・三行で發信責任者の名章(印)・到着日・持参した使者名を書くものである。第二類は、簡の上部真中に大きい字で宛名を書き、その両側に發信責任者の名章・到着日・使者名を書くものである。第三類は、簡の上部真中に宛名のみが書かれているものである。第四類は、簡の上部真中に宛名とそれにつづけて「燧次行」・「亭行」・「郵行」・「吏馬馳行」などの伝送方法が書かれたものである。第五類は、簡の上端に宛名が書かれ、その下に璽室があり、その下に發送人の署名或いは説明文が書かれたものである。第六類は、宛名が書かれておらず、ただ兩行で發信責任者の名称・到着日・使者名が記されるものである。

第七類は、簡の上部に宛名が書かれ、下部に「虞名籍」・「穀簿」・「歳留□」など帳簿名が並記されているものである。

このように、侯氏は、檢署をその書式より七類に分類し、第一類より第五階までを封函の檢署とし、第六類及び第七類を書囊の檢署とする。しかし、この分類にも問題点がある。例えば、第一類と第二類は区別する必要があるのか。書かれている内容は全く同じである。ただ、書く場所が宛名の下か、宛名の両側かの違いだけであり、重大な意味があるとは考えられない。侯氏がどのような意図で分類したのか不明瞭である。また、宛名と出土地の関係にも言及されない。それによつて簡の認識が変わる。例えば、第三類は、宛名と出土地が一致すれば、使用済みの簡であり、一致しなければ未使用の簡とみられる。木簡研究には、簡の形状も書式も重要な要素となる。勞・侯両氏の分類は、それぞれ一要素のみによるもので、十分とは言えない。両要素を考えあわせて分類する必要があろう。

次に、「符券」に関して、勞氏はこの項に屬する簡として十例を挙げたが、侯氏は、そのうち三例について詳述する。その三例は、

① 始元七年閏月甲辰居延與金閔爲出入六寸符券齒百從第 官右移金閔符合以從事

● 第八

六五・七

② 從第一始太守從五始使者符合乃 三三二・一二

③ 出入六寸符券齒百從第

□□□卅二

一一・二六

であるが、①と③は明らかに出入符である。しかし、侯氏は①を取り上げ、これは「正式な符伝」ではなく、居延候官が肩水金関に発送した千枚の符券の使用説明文書であるとする。「正式な符伝」とはいかなるものなのか、説明がないのでわからないが、これは明らかに誤りである。①は完全な簡であり、その長さは約一五cmであり、簡中の「六寸」に相当する。また簡の左上に切込があり、この切込がもう一方のものと合致してはじめて用件を行なうことができるのである。また、「第八」は千枚の符券の八番目を指す。さらに

④ 始元七年閏月甲辰居延與金関爲出入六寸符券齒百從第

官右移金関符合以從事

／第十八

一一至千左居

六五・九

がある。①と④は日付・内容とも同じで、ただ末尾の番号が異なるだけである。この④も使用説明文書であれば、二枚も説明文書が存在し、不自然である。すなわち、①も④も「正式な出入符」であるといえる。

以上、「檢署與露布」、「符券」の二項に関する侯氏の再検討をみてきたが、最後にこの論考全体を通していえることは、新材料を使わず、労氏の挙げた簡例を点検するだけにとどま

っていることと、参考文献が全く見あたらないことである。「居延新簡」の一部も公表されている現在、それらは参照すべきであろう。また、先学のすぐれた研究を参考にすることによって、居延漢簡研究が今どのような段階にあるのか認識する必要がある。

新段階を迎える準備としてすべきことが、もう一つ考えられる。それは、「居延旧簡」の正確な積文の作成である。現在参照できるに文としては、勞幹氏『居延漢簡・考釈之部』（一九六〇年）、台湾簡牘学会編『居延漢簡新編①』（一九八一年）、中国科学院考古研究所編『居延漢簡甲編』（一九五九年）、前掲『甲乙編』、そして、謝桂華氏・李均明氏・朱国焯氏『居延漢簡积文合校』（一九八七年）がある。この五書を対比しながら、写真を検討し、より正確な積文をつくる必要がある。

さて、本書にも「居延旧簡」の積文に関する論考がある。

薛英群氏の「介評『曬藍本』居延漢簡积文」である。この『曬藍本』は、通常接することはできないが、一九三六年に曬藍紙（感光紙）に印刷された居延漢簡最初の積文である。薛氏によれば、この積文は二巻より成り、上巻は勞幹氏による一二六七簡を、下巻は余遜氏による一七八八簡を掲載するという。また、この合計四〇五五簡のうち、一二三簡は他の積文には存在しないものであるという（これは馬先醒氏も指摘したが、一二〇簡とする）。この一二三簡のうち四一簡を取り上げ



て、誤釈の訂正、解説を加えたのが本論考である。しかし、これらの簡は、写真を参照することができない。したがって、薛氏の釈文訂正は推定でしかなく、正確とは言えない。ただ、薛氏は四一簡中二簡のみ『曬藍本』と『甲乙編』との番号違いを指摘する。その二簡とは、例⑧・⑨に挙げた

⑧ 水門隧長饒得市陽里王常賢 今重在肩水

五九二・二一

⑨ 累南尹安漢九月食三石三斗

五九二・二八

であるが、これらを『甲乙編』は、五六二・二一、五六二・二八として収録するという。このような番号違いがほかにも存在するのではないか。この点に注意して、今一度薛氏の挙げた四一簡をみると、いくつか判明した。ここでは、それらを取り上げて、解説を加え、本論考の紹介にかえたい。

肩水侯官元康二年盡三年詔書

二・二四

これは、薛氏が例(1)に挙げた簡であるが、『甲乙編』の二〇・四と同じものとみられる。釈文も全く異同がない。写真より下欠であることがわかる。出土地はA33地湾である。

☐ 匹駢牡害斯倉十歲高五尺八寸三月辛未入

一四〇・一四

この簡について、薛氏は、例(4)に挙げ、「害斯」を左斬に、「倉」を齒に、「年」を辛に、「人」を入に訂正する。『甲乙

編』は、乙附四として収録するが、その出所は明らかでない。写真より私釈を示すと、

☐ 一匹駢牡左剗齒七歲高五尺八寸三月辛未入

となり、文字の異同、さらに「三月」以下が小字となつてい

ることもわかる。

一四〇・四〇

鳳亡遣乙封孫遣如意燧長封  
薛氏は、この簡を例(5)に挙げ、「鳳」は人名であり、「亡」は誤釈であると指摘する。『甲乙編』は、これを一〇〇・四〇

として収録し、出土地はA33地湾である。ただし、『曬藍本』の一四〇・四〇とすると、A32金闕出土となる。私釈を示すと、

鳳 亡遣 已對獄遣如意燧長詔

となり、文字の異同、「鳳」・「亡遣」の下の空白の存在がわかる。

月百斤直十百

(背)

一四六・八九

これは、薛氏が例(6)に挙げた簡である。『甲乙編』は、乙附二九A・Bとして収録する。出所は不明であるが、番号が『曬藍本』のとおり一四六・八九であれば、A33地湾より出土したものである。私釈を示すと、

☐ 肉百斤直七百

☐ 第

A B

となる。

このように、四簡についてみたが、機会があれば、他の簡も調べてみたい。

以上、二論考を紹介したが、これらを参考に、私達も従来  
の論文の整理、「居延旧簡」の正確な釈文作成などの準備を  
ととのえ、来たるべき「居延新簡」の全釈文・写真の公表を  
待ちたい。

## 評 高大倫「釈簡牘文字中の幾種符号」

陳 波

簡牘文字中出現の符号、是簡牘研究の重要課題之一。盡管  
考釋者很多、可是留下的疑問不少。諸如簡牘符号與簡牘文字  
的關係等々、都是極有研究價值。這些內容看起來各自獨立、  
實際上相互關連、如孤立地研究其中一個、一般很難達到預想  
目的、要比較滿意地解決這些問題、除了認真思考研究外、還  
應從史學、語言文字學等方面、進行綜合判斷、才可比較全面  
地認識簡牘符号。讀完高大倫「釋簡牘文字中の幾種符号」  
(以下簡稱「釋符号」、原載『秦漢簡牘論文集』、中国甘肅人民出版社)  
之後、在簡牘符号起源及其統一性等方面、存有疑問、下面、  
就「釋符号」一文的異議之處、提出商榷。

簡牘符号、是一個與句讀、書寫有關的議題。句讀起源是一  
個有爭議的問題、古來較有影響的說法、有如清人章學誠之說  
『點句之法、漢以前已有之』(『丙辰札記』第三十五頁)但由于  
缺乏足夠的資料、究竟起于何時尚不能確定。而「釋符号」認  
為「早在殷商的甲骨辭里、就出現了分節、分段用綫條隔開、  
西周金文中又有分段提行的現象」、不知這個結論是凭什么得  
出來的？而根據考古資料來印証上述結論、發現以下幾點值得  
引起思考、其一、甲骨刻辭中分節分段用綫條隔開的現象沒有  
普遍性、因而其作為一種符号來看待、起分節分段的作用之說  
就沒有說服力。其二、以甲骨學常識而言、在甲骨上占卜、需  
要鉗鑿與施灼、龜甲一經施灼、即有裂紋出現、即兆紋。占卜  
人按兆紋並在龜甲兆紋附近刻辭、可見甲骨刻辭的分節分段並  
非依靠附加綫條、卜紋即為分節分段的依據。其三、就金文而  
言、也不能說有句讀符号、理由很簡單、商周古文不施句讀、  
銘文中也沒有例子可以佐証。關於重文與合文、現在研究者習  
慣稱為簡牘符号之一、但是、從文字學角度看、重文與合文實  
為漢字書寫之特別形式、漢字講究書法美、兩字重疊而不重復、  
合文也是為全篇美觀、這個表現形式一直延續至今。

簡牘符号的表現極為複雜、春秋晚期的『侯馬盟書』中、標  
有合文和句讀符号。長沙戰國帛書和信陽出土的戰國竹簡上、  
每一段末了有扁長方形符号、信陽竹簡上有句讀符号。湖北雲  
夢睡虎地秦簡中也有各種符号。長沙馬王堆三号漢墓帛書『老

子』甲本後面附寫的四篇佚文，字間有句讀符號。『老子』乙本前古佚書各章連書，章首有墨點標記，章末有標題，文中有句讀符號。『戰國縱橫家書』章首有墨點標記，句中有鈎識符號。山東臨沂銀雀山一號二號漢墓漢簡亦有各種符號，如『孫臏兵法』各篇有篇題，篇末注有字數，句中有句讀符號。武威出土西漢『儀禮』簡策上，有篇號、章號、句讀號、題目號、括號等符號。居延漢簡上也有鈎識符號等。這些符號起源雖早，但用法不統一，以『儀禮』為例，同一部書上，篇號有兩種，章號有多種，常用斷句符號有五種之多。至于不同的符號，則更是五花八門，殊難統一。同時，符號的使用不普遍，從總體上看，絕大部分簡牘不施符號，有的是少數。而『釋符號』認為『我國的豐富而又連續的古代文字資料里，就能看出這些符號的產生、發展乃至最後固定的軌跡』，但是，這個結論與事實相違的，在簡牘中，符號是有的，但從未固定過。如前所述，簡牘符號在春秋戰國秦漢間的簡牘中逐漸出現，當時，句讀是對文章的音節而言，音節終止處為章，音節停頓處為句為讀，故句可稱讀，讀亦可稱句。因此，反映到文書中時，句和讀的用法沒有根本上的區別。漢代表示止絕的符號有多種，『ㄟ』、『ㄣ』、『ㄩ』、同翅、音絕。『說文解字』第十篇上部云『ㄟ、鈎識也』。段玉裁注『鈎識者，用鈎表識其處也』。又『ㄟ』同主，音主。『說文解字』第十二篇一部云『ㄟ、有所絕止，ㄟ而識之也』。徐鍇注『ㄟ』猶點柱之柱，若漢武讀書止，輒乙其處也』。在

當時，這些符號的作用基本上是相同的，至於簡牘符號極為複雜，可以說是出于書寫者的關係，當然還有區域不同的緣故。這里不得不涉及與文字學有關的隸體，隸體的範圍比較廣泛，從朝代來講，至少有秦隸與漢隸，從書體而言，至少為草隸或章草。隸書的發生，是為了應付繁多公文，『漢書·藝文志』云『是時始造隸書矣。起於官獄多事，苟趨省易，施之徒隸耳』。草隸自然也不難見到，馬王堆三號漢墓內隸書『老子』甲本及卷後佚書『五行』、『九主』、『明君』、『德聖』諸篇文字與乙本有較大的差異，字跡草率，常見簡省。這種便簡省易，必然會在簡牘符號的表現形式上有影響。因此要從零星少量的簡牘符號中，尋找其『固定的軌跡』，並非是容易的事。

以上觀點，雖經反復思考，但還會有錯漏，請不吝賜教。